

日本の政治の根幹は最高裁が牛耳っている

— 戦後日本は、最高裁の想像を絶する違法手段で、米国追従に維持されて来た —

2018. 2. 28
弁護士 生田暉雄
TEL087-822-0550
FAX087-822-0552

第1章 世界史上希有の最高裁による国政推進

- 1、 絵に画いたような3権分立を信じ、世界史的に希有の日本の3権分立の異常事態を全く知らない日本国民
- 2、 政治の中核を行政機関ではなく最高裁が推進せざるを得ない戦後日本の特殊事情
 - (1) アメリカの冷戦戦略と矛盾する日本国憲法
 - (2) 憲法体制と矛盾する安保体制
 - (3) 多数の密約
- 3、 最高裁は裁判所であって、裁判所ではない独得の裁判所となった。
 - (1) 憲法裁判所は日本国憲法上、存在しない
 - ①憲法裁判所ではなく、司法裁判所が国政推進する意味（裁判事件を国政推進観点から変容）
 - (2) 裁判で国政を推進しながら、都合が悪いと司法裁判所の限界という
- 4、 アメリカによる継続的な最高裁の指導と最高裁が国政推進するための情報提供及び最高裁の国政推進本部
 - (1) 外交問題評議会（CFR）

「国際新秩序を求めて」塩崎弘明著、長崎純心大学学術叢書、
「権力の影」ジェームズ・パーロフ著、馬野周二訳徳間書店
 - (2) 日米合同委員会

「機密解禁文書にみる日米同盟」末浪靖司著高文研18頁～52頁

(3) CIA

(4) 年次改革要望書

1994年～2008年、2011年3月～日米経済調和対話

「拒否できない日本」関岡英之著文芸春秋、「奪われる日本」関岡英之著、講談社現代新書

(5) 最高裁における国政の裁判を含めた推進本部

①国政推進本部としての最高裁事務総局

②裁判体でないことを理由にアメリカの情報機関（CFR、日米合同委員会等）や検察官から積極的に情報収集、これを司法裁判所に活用

第2章 最高裁の想像を絶する違法手段

- 1、 率先垂範する第2代最高裁長官田中耕太郎と砂川判決、ヒラメ裁判官制度の確立、最高裁ウラ金制度の確立
- 2、 裁判をするためではなく、国政推進するために必要な裁判官のヒラメ化
- 3、 違法手段諸費の経費のための最高裁のウラ金
- 4、 砂川判決、裁判官のヒラメ化、最高裁のウラ金は最高裁の犯罪である。最高裁は、犯罪的国家機関である。
日本国民は、犯罪的国家機関の裁判を受けている。
 - (1) 砂川裁判の田中耕太郎裁判長（長官）の犯罪は国家公務員法違反（信用失墜行為違反99条、守秘義務違反、100条109条1年以下の懲役又は、50万円以下の罰金）、背任罪刑法247条、5年以下の懲役刑）。
 - (2) ヒラメ裁判官作りの最高裁の犯罪。（虚偽公文書作成、同行使、1年以上10年以下の懲役、詐欺罪、10年以下の懲役、背任罪5年以下の懲役、横領罪10年以下の懲役）。
 - (3) 最高裁のウラ金作りの犯罪（(2)と同じ）。

5、 創価学会員裁判官

- (1) 創価学会総体革命と学会員裁判官の存在意義
- (2) 目的意識に貫かれた、出世のプロとしての学会員裁判官の果たす機能

第3章 最高裁は、違法手段による判例、や違法行為で国民をマインドコントロールする

1、 憲法（17条）、国家賠償法（1条）に反し、公務員の個人責任を認めない最高裁、公務員の個人責任を問えないことによる公務員の不正の横行

(1) 一般会計と特別会計

- ①世界の中で、日本だけが単式簿記（「日本人が知らない恐るべき真実」安部芳裕著、晋遊舎74頁）
- ②日本だけが特別会計が主役で一般会計が脇役の一国二制度
- ③財産投融資の制度が存在（世界で日本だけ）
- ④特別会計における会計法違反の随意契約

(2) 日米合同委員会

- ①日米地位協定25条に基づき、米軍を通して日本を支配するための機関（「日米地位協定入門」前泊博盛著、創元社17、18頁）
- ②原発事故、再稼働
増税問題
オスプレイ配備
TPP参加
検察の調書ねつ造問題

(3) 冤罪

(4) 米兵の犯罪

(5) 行政判例

2、 安倍戦争法訴訟

第4章 国民の見届け権（追及権）

- 1、 選挙権の行使には、投票用紙の不正工作、得票数の不正工作等があり、検察審査権の行使にも、実際にされなかったのにされたかの不正工作等がある。これらの公的権利の行使には、ハイテク及び、多数の人員を使った不正が予測される。そこですべて、不正がされていないか「国民の見届け権」が無ければ、権利とはいえないものである。
- 2、 選挙権の行使の結果（集票、開票を公務員の任せきりにせず、国民が見届ける権利）、検察審査権（審査員の選ばれ方）、裁判員制度（裁判員の選ばれ方）、裁判官の独立（裁判官給料の予算及び各裁判官に対する配布状況）、等すべての公的権利に対しては、「国民の見届け権」が憲法上保障されていて、はじめて権利といえる。
「見届け権」は、選挙権等それぞれの権利と一体となった権利ですが、憲法の平和的生存権、幸福追求の権利を淵源としています。
- 3、 この「見届け権」は、公的権利に当然に併ったものですが、憲法学上の解説は極めて不備で、皆無です。また国民の「見届け権」の行使も全く不十分で皆無です。18才から選挙権を行使できる今回の機会に是非「見届け権」の解説を充実してほしいと思います。
 - (1) 「見届け権」が適正に行使されれば、不正選挙や検察審査権等の不正は出来なくなります。
 - (2) 「見届け権」が存在する結果、国民には開示請求権があり、当局には、開示義務、説明義務があります。
- 4、 選挙権を例にとれば、選挙権の行使とは、単に投票することだけではないのです。どのような状況下で投票し、投票した結果がどうなったのか、という「見届け権」と投票権が一体となったものが、選挙権なのです。見届け権の内容としては、
 - ①投票用紙について、性質（ハイテクで操作されない、書いた通りの文字となるかどうか）、状況、保管、保管場所、監理、移動の状況
 - ②投票箱の保管、監理、監理場所、移動状況
 - ③開票、集票の具体的状況、票数計算の具体的状況
 - ④選挙開示者の身分、人数

⑤期日前投票についても①～④と同じ、ということが見届け権の具体的内容となります。

- 5、 公的権利の行使についてだけではなく、社会的危険施設（原発）、や、国民を危険に遭遇させる法律（戦争法、集団自衛権の行使）についても、国民に「見届け権」があります。

第5章 最高裁の違法を根絶するための闘い方

1、 違法根絶の対象

- (1) ヒラメ裁判官制度
- (2) 最高裁のウラ金

2、 違法根絶の闘い方

- (1) 国民の「見届け権」の徹底行使
- (2) 情報公開請求による闘い
 - ①なぜ最高裁には情報公開法の適用がなぜ無いのか
 - ②情報公開請求と拒否に対する訴訟

以上